

参議院社会労働委員会会議録第三十六号

昭和三十三年五月十九日(日曜日)午後六時五十四分開会

委員の異動
本日委員大川光三君、千葉信君及び奥むめお君辞任につき、その補欠として横山フク君、木下友敬君及び田村文吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 阿具根 登君
- 理事 神原 亨君、高野 一夫君、山本 経勝君、早川 愷一君
- 委員 勝俣 稔君、紅露 みつ君、斎藤 昇君、西岡 ハル君、西田 信一君、武藤 常介君、横山 フク君、片岡 文重君、藤田 藤太郎君、藤原 道子君、山下 義信君、田村 文吉君

- 衆議院議員 野澤 清人君、床次 徳二君
- 國務大臣 厚生大臣 神田 博君、労働大臣 松浦周太郎君

政府委員
總理府南方援護事務局長 石井 通則君
法務省刑事局長 井本 泰吉君
厚生省政務次官 中垣 國男君
厚生大臣官房総務課長 牛丸 義留君
厚生省公衆衛生局長 山口 正義君

厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
局環境衛生部長 小澤 龍君
厚生省医務局長 田邊 繁雄君
厚生省引揚 伊能 芳雄君
労働政務次官 村上 茂利君
労働大臣官房総務課長 村田 正弘君
労働省労働基準局長 百田 正弘君

本日の会議に付した案件

- 南方同胞援護会法案(衆議院提出)
- 医師国家試験予備試験及び齒科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(衆議院提出)
- 労働福祉事業団法案(内閣提出、衆議院送付)
- 水道法案(内閣提出、衆議院送付)
- 委員長(阿具根登君) たいだいまより社会労働委員会を開会いたします。委員の異動を申し上げます。五月十九日付をもつて、奥むめお君、千葉信君、大川光三君が辞任され、その補欠として、田村文吉君、木下友敬君、横山フク君が選任されました。

○委員長(阿具根登君) 南方同胞援護会法案を議題といたします。御質疑を願います。

○藤原道子君 私は本法の意図するところは大体賛成なんでしょうが、若干の御質問を申し上げてさらに内容を明らかにしたいと思います。

まず第一に、南方同胞援護会はきょうまでどういふふうなお仕事をしておいでになったか。さらに、対象とされておる人員はどのくらいあるのか、あわせてその生活状況等はどういふようになっておるかということについてお聞かせを願いたいと思います。

○衆議院議員(床次徳二君) 南方同胞援護会は、財団法人として昨年の夏発足いたしました。国から一千万円の補助を受けまして、あと民間の寄付をもつて事業を営んでおります。事業の目標といたしますことは、お手元に寄付行為があるのであります。簡単に申し上げますと、第一には、南方、沖縄並びに小笠原に関する啓蒙宣伝の事業で、これは御承知の通り、これらの沖縄、小笠原等には内地復帰というところが国民の大きな熱望になっておりますので、その目標を達するためいろいろ宣伝ということをいたしておるのでありまして、内容的に分けますと、あるいはアメリカに対しまして宣伝をいたしますとか、あるいは内地に対して、また、沖縄、小笠原等の本島自体において行方というふうな啓蒙宣伝の事業をいたしております。なお、事業といたしましては、戦争によりまして犠

牲者、現地におきまするところの戦傷者、戦争未亡人等を対象といたしまして職業補導をいたしております。

その他事業といたしまして、学校の援助その他に對しては、今日事業をいたしたことをいたしたく、今日事業をいたしておる次第であります。たとえば学童問題に關しましては、新入学児童に對する教科書の配付、あるいは援護物資の送付、あるいは無医村の巡回診療、あるいは現地高校生に對する育英資金の貸付等を、これはただいまあとに申し上げましたことは将来の事業として予定しておる仕事でございます。

○藤原道子君 その現地に残されている人たちの生活状況はどんなふうなんでしょうか。

○衆議院議員(床次徳二君) これは戦争の犠牲者でございますので、私ども実はこの提案者の一人といたしまして、佐竹先生と一緒に過般参ったのであります。参議院の方からも吉田、鶴見両先生が行かれました。現地を見ていただいたのであります。やはり戦争による犠牲というものは非常に大きに残っているということを考えておるのであります。なお、特に現在、われわれ沖縄におきまして感じますのは、何と申しまして、軍用地として接収せられた土地、直接土地を軍用地に接収せられた人たちの生活という

ものが一番中にもひどいと考えております。もちろんこれらの土地被接収者におきましては多数の戦災者等を含んでいことは当然でありますので、こゝろの方々を最も私どもの対象として考慮すべきものではないかということを考えておるのであります。

○藤原道子君 そうした大切な仕事をしていたらこの援護会でございますので、今回のこの法律によって内閣総理大臣が会長及び監事を任命する、こゝろ方々になっておられますが、これがまた、官僚のうば捨て山のものになったり、あるいは官僚的な愛情のないものにゆがめられる危険性はないでしょうか。

○衆議院議員(床次徳二君) 今回特に役員が総理大臣の任命、すなわち南方援護会の場合には主管大臣が内閣総理大臣でありますので、内閣総理大臣の任命という形になっておるのであります。これが提案の御趣旨を御説明申し上げましたときにも申し上げたのであります。本会が、いわゆる公けの支配に属する団体として発足いたしましたかよりの意味におきまして特に考慮せられたのであります。今日までのいろいろな事例を調べてみますと、公けの支配に属するといふことは、やはり役員におきまして政府の任命せられた者が役員になっておるといふことが公けの支配に属する大きな条件になっております。しかし、本会の性質上、できるだけ公けの支配に属する範囲を少くいたしたいと、実は官僚政治になりますことを避

けたという考慮を払いまして、特にこの役員の規定の中におきまして、この第十一條であります、役員任命の対しまして多少考慮を加えております。会長と監事あるいは副会長、専務理事は、これはそれぞれ内閣総理大臣の任命になっておりますが、理事に關しましては、評議員会の同意で任命するという形をとりまして、できる限り一般のいわゆる評議員の声というものが反映いたしまして、官僚色に陥ることを避けるように配慮いたしておるのであります。この点は他のいわゆる公けの支配に属する団体よりも幾分ゆるやかにしておるということを示し上げることもできると思ひます。

○藤原道子君 私はそうでなければならぬと思ひます。ことに愛情を持ってあたたい仕事をしていただく上におきまして、十分考慮を今後とも払っていただきたい。

さらに、その問題の評議員でございますが、三十名以上四十名以内となっておりますが、それはどういふ人選を予定されておるのでですか。

○衆議院議員(床次徳二君) この人選は、現在の運営におきまして沖縄並びに小笠原諸島の地元の方々並びに援護事業その他この事業が仕事をいたしたる場合の關係の深い方々というものを網羅いたしまして、大体他の団体の例を見まして所要と考えられます評議員を一応網羅いたしたような次第であります。

○委員長(阿具根登君) ほかに御質問ございませんか。——他に御発言もございませんようですから、質疑は尽き

たものと認めることに御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。修正意見が御ありの方は、討論中にお述べを願います。

御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより南方同胞援護会法案について採決いたします。

本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

○委員長(阿具根登君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名
山下 義信 山本 経勝

片岡 文重 藤田藤太郎
藤原 道子 早川 慎一
西田 信一 高野 一夫
勝保 稔 横山 フク
西岡 ハル 紅露 みつ
青藤 昇 武藤 常介

○委員長(阿具根登君) 次に、医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の特例に関する法律案を議題といたします。

○衆議院議員(野澤清人君) たいま提案理由の説明を願います。

現在医師または歯科医師になるためには、国家試験に合格しなければならぬことは申すまでもないことであるが、終戦前に朝鮮、満州、台湾、樺太等の地において、その地の制度によつて免許を得て開業していた者に対しては、医師法または歯科医師法の付則等により選考または特例試験により内地の免許を得る措置が講ぜられ、また、別に国家試験の予備試験を受験する資格が与えられておつたのであります。しかるに選考及び特例試験の制度は、昭和二十八年三月以降の引揚者を除きましては、すでに期限が切れており、また、予備試験受験の制度も昨年未をもつてその期限が切れておるのであります。

また、終戦前滿州方面向けの医師の養成を目的として内地に設けられた医学校を卒業した者等につきましても、従来国家試験予備試験の受験資格が与えられておりましたが、これまた昨年未をもつてその期限が切れておるのであります。

従いまして、これらの制度によつてなお資格を得ることができなかった者に対しましては、現在医師または歯科医師となる道が閉ざされてしまつておるのであります。これに該当する者があるお相当数あるのであります。よつて、今回更に昭和三十四年十二月三十一日まで予備試験を受験し得ることとしたしまして、これらの人々の将来に希望を持たせることが適當と存じまして、本法律案を提出いたしました次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(阿具根登君) 御質疑を願います。

○藤田藤太郎君 この適用者は何人くらいありますか。

○衆議院議員(野澤清人君) 普通の医師の方の受験者が百六十二名ございまして、それからすでに予備試験を通つた者が四十二名ございまして、合計二百四名でございます。ただそのうち、すでに予備試験を受けなくても差しつかえない、二十八年に廃止になりました法律の特例によつて救われなかつた者等だけが、この中に含まれておりますので、実際にこの法律で救われる者は九十四名でございます。医師が九十四名、それから歯科医師の方は、厚生省当局の調べで大体二十名程度、こういうお話してございまして。

○委員長(阿具根登君) ほかに……他に御発言もございませんようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) ほかに……他に御発言もございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見が御ありの方は、討論中にお述べを願います。

別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見が御ありの方は、討論中にお述べを願います。

別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の特例に関する法律案について採決いたします。

本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

○委員長(阿具根登君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名
山下 義信 山本 経勝
片岡 文重 藤田藤太郎

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見が御ありの方は、討論中にお述べを願います。

別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

はできぬでしょう。けれども、取りあえずこの労働福祉事業団に引き継がれる諸君の事業団退職後におけるその点についての御指置が考えておられるのかどうか。もし考えておられるとするならば、なるべく具体的にその点について御説明をいただきたいと思うのです。

○國務大臣(松浦周太郎) この点も片岡委員のお問になるのはごもっともでありまして、これについていろいろ考慮いたしておりますが、事業団の退職金規程の制定の問題であらうと思っておりますが、その制定に際しましては、御指摘の点を十分考慮いたしまして、適正な退職金規程を定める考えてございます。

○片岡文重君 適正な退職金制度を設けられるという点でありまして、これは退職金の中には一時金と長期給付とがもちろん考えられると思うのですが、この事業団における御説明では、せいぜい三、四千名の程度でありました。従って、長期給付をするような積立金はなかなか困難であろうと思っております。政府がこれに補給をするという点も、他の共済組合に対しての振り合いの上これも困難だと思つて、この適正な退職金制度というお考えの中には、大体短期給付が——つまり一時金だけが考えられておつて、長期給付の点についてはあまり考えておられないのではないかと考へたとしまして実施が困難ではないかと思つておりますが、国家公務員の場合には——事業団を退いてさらに国家公務員となるような場合には、この本法の中にも若干その規定が触れられておるようであ

りますから、共済できる面もあらうかと思ひますけれども、地方公務員の場合にはそういう点、はなはだ心もとならないような気がするのですけれども、それらの点については、地方公共団体等についても十分な話し合いをなさつて、その点を円満に解決する御意思があるのかどうか。あるとするならば、どういふふうなこれを解決されようとするのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(松浦周太郎) たいだいまのお話、しごくごもっともであります。その立案当時——その後におきまして、いろいろな私省で研究いたしまして、それで実際に合ふようになり——理論と実際が合ふようになり、大体まあ構想を持っておりまして、村上総務課長からごまかしよく御答弁いたされたと思ひます。

○政府委員(村上茂利君) 片岡先生の御指摘ごもっともでございますが、御指摘にございましたように、一時金が中心ではないかという点でございますが、まあ最もやりやすい方法としては御指摘のような形になるかと存じます。ただ先般来いろいろ御意見もお伺いいたし、今御指摘のようにアイデアもお示しいただきましたので、事業団の職員だけではさぶる困難な問題がございます。これは率直に認めざるを得ないのでございますが、それをどう大きな形において取り上げる方法はないかと、こういふ点につきましても、さうかく検討を進めておるところでございます。この退職金規程はいずれ事業団が発行いたします際に事業団において決定される規定でございますので、その際、事業団において退職金規

程を作る場合の有力な資料となるようなものをこの一兩月の間に至急作りたし、かように考へておる次第でございます。

○山下義信君 この際、私は一点だけお尋ねして労働大臣の御所見を承わつておきたいと思ひます。本法によりまして、この事業団が設置せられて、政府のお考えでは責任体制がこれによって確立せられる。事業経営の主体が強化せられるという御趣旨でありまして、従つて、理事長も労働大臣の任命という事に相なつておる。監事も任命という事になつて労働大臣の指揮下に置かれる建前になつておるといふのであります。実はわれわれが——社会党が本案に対しては難色を示すゆえんのもの、従来この種の労働者を対象とするすべての問題に対しては、できるだけ労働者の利益を代表する者が参画すべきであるという趣旨が一貫して方針でありまして、先般、社会保険審査会審査委員等の任命に對しておたときもこの趣旨を一貫して議論しておたのでありまして、本法には、その点が、先ほど藤田委員の質疑にありましたように、欠けておられますし、かつまた、本案が提案をせられます動機等につきましても、若干納得しがたい節がございまして、それらがわれわれの難色を示す一つの理由にもなつておるわけでありまして、労働省におきましては、この労災保険は実に労働行政の中心であり、これに基準行政の裏づけであつて、これを離れさせるといふと、基準行政の確保はまことに困難をきわめるといふ御趣旨でありまして、かつて、われわれが社会保険制度審議会で、これらの保

険も他の保険と統合、あるいはその範囲に入れようじゃないかと言つたときに、当時の寺本労働次官は、委員の一人として、労災保険が労働省から切り離されるということがあつては労働省の致命傷になる、基準行政は全く困難に陥るものであるといふことで、この労災保険について、労災保険と労働省との密接な関係について力説せられたわけでありまして、われわれはその意見に耳を傾けたことがある。これは、直ちに労災保険をどういふことではありませんが、労災保険の施設をいたしまして、今日まで労災保険施設が、失業保険の施設も同様であります。別して、労災保険施設が労働省のいわゆる基準行政の手法にあるがゆえに、車の両輪と言ひますか、表裏一体と言ひますか、基準行政の大きな裏づけとして一応この役目が果されておる。これがいわゆる外に出されて、独立の経営主体となつて、なるほど強化せられて、そして責任体制が確立されるという形には、その点は一応の特徴がございまして、けれども、あるいはこの事業団の理事長等がいかなる人が将来任命されるか知りませんが、相応な立場の人がこの理事長に就任する、事業団の経営の首脳者になる、これがために、この案の建前では、労働大臣の管轄下にあることになつて、その指揮命令に服することになつておるが、実際に運営をしていくと、いわゆる労働省の先輩と言ひますか、古参と言ひますか、そういう人たちがこの職につくがために、この事業について密接な関係のある、具体的に言ひますと、あるいは労災局長であるとか、あるいは労災部長であ

るといふような主管の責任者が、それらを駆使する、いろいろな叱咤激励するといふことも遠慮しなければならぬといふようなことに相なつては、基準行政というものが非常に将来心配せられるのである。従ひまして、いかなる人がこの理事長となり、経営の首脳者に相なりまして、いわゆる労働省におけるそれらの所管の責任者が呼びつけて叱責し得るといふような運営のやり方でなければ、このこと本省の局長が、あるいは行くような形になりましては、私は将来非常に憂慮せられる状態になると思ふ。そういう点につきまして、労働大臣が、将来の事業団の指揮監督上の心得だとかあるいは運用の点につきまして、どういふ御方針を示されるかといふことを承わつておきたいと思ひます。

なお、間違ひいたしましたので、先ほど同僚委員の質疑の中にもありましたが、ただ単に、今の事業の程度の看板塗りかえの程度では意味がないのでありまして、将来これら事業内容あるいは施設等が非常に拡大強化せられねば無意味でありますので、将来、それらの点につきましても、積極的に拡充強化される御方針であるかどうか、この点をお尋ねさせていただきます。

○國務大臣(松浦周太郎) 山下委員の非常に御丁寧な御意見は十分心に入れまして善処していきたいと思ひますが、事業団の指導については、御注意の点を十分たたいし申し上げましたようになつておると思ひます。労災の確保はまことに困難をきわめるといふ御趣旨でありまして、かつて、われわれが社会保険制度審議会で、これらの保

一応事業団で取りあえずやっつけていく、
こういふ考えでございます。御指摘の
基準局は従来通り労災の保険給付等は
やっつけていく、こういふ考えでございま
す。

○山下義信君 私の質問とすれておる
のでありますが、給付の内容を十分に
するといふのはもとよりでありませ
んが、施設の数などもほとんどふや
していただくという方針で積極的に一
つ事業団の事業計画を……これは本来
言えはさういふ御予定であるかとい
うことを承わりたいのであります。が、
しかし、時間の関係上省略いたします
が、さういふふうに積極的に事業計画
をお立てになる御方針でありますかと
いうことをお尋ねしておる。

○政府委員(松浦周太郎君) 労働大臣
といはしましては、この種の団体を指
導監督する責任を持っておりませ
ん、理事長また理事会等に対しまして
十分指導監督を徹底していきたい、か
ように存じます。

なお、ただいまのお問の中にも事業
を今後拡大するかという御意見
もございましてありますが、福生
活動は今後積極的にやっつけていき
かように存じます。

○委員(阿具根登君) 他に御発言も
ございませぬようです。質疑は尽
きたものと認めることに御異議ござ
いませぬか。

○委員(阿具根登君) 他に御発言も
ございませぬようです。質疑は尽
きたものと認めることに御異議ござ
いませぬか。

○委員(阿具根登君) 御異議ないと
認めます。それではこれより討論に入
ります。御意見のおありの方は、賛否
を明らかにしてお述べを願います。な
お、修正意見がおありの方は、討論中
にお述べを願います。(なし)と呼ぶ

者あり)別に御意見もないようであり
ますから、討論は終局したものと認め
ることに御異議ございませぬか。

○委員(阿具根登君) 御異議ないと
認めます。それではこれより労働福祉
事業団法案について採決いたします。
本案を原案の通り可決することに賛成
の方は挙手を願います。

○委員(阿具根登君) 多数でござい
ます。よって本案は、多数をもって原
案の通り可決すべきものと決定いたし
ました。

○片岡文重君 私は、この法律案可決
に当りまして、附帯決議をつけていた
だきたいという動議を提出いたしま
す。決議の案文を讀み上げます。

附帯決議(案)
政府は、労働福祉事業団が、その
業務として行う保険施設の設置及び
運営について、左の事項を実現する
よう努力しなくてはならない。

一、労働者及び使用者の意見が充
分反映されるよう措置すること。
二、地方の実状と特殊性を尊重す
るよう措置すること。
三、事業団の職員の給与、退職金
その他労働条件等について万全
の措置を講ずること。

右決議する。
以上であります。(賛成)と呼ぶ者
あり)

○委員(阿具根登君) ただいま片岡
君提出の付帯決議案を議題といたしま
す。
提案理由の説明を願います。

○片岡文重君 本法案に対する私ども
の意向としては、すでに同僚山下委員
から述べられておりますが、さらに時
間が許しますならば、本案の内容に対
して、先ほどの御答弁以上に御質問申
し上げたい点も多々あるものでありま
す。本国会もすでに数時間の後に迫つ
ておりますので、一応先ほどの質疑
をもって質疑を打ち切つたわけであり
ますが、この質疑を通してみましても、
労災病院の今後の運営については
いろいろな問題を腹藏しておると考
えられます。特にこの運営について労使
の意見が十分に反映され、なかなか
この運営に当り労働者側の意見とい
うものができるだけ多く反映されるよ
うにいたさなければならぬと思いま
す。この措置をまずしていただきたい
い。

次に、先ほどの御質疑にも申し上げ
ましたが、この労災病院はもろろん総
合職業補導所等の特殊性、地方性とい
うものを尊重するよう具体的な措置
を講ずることでありませぬか。

それから職員の給与や労働条件等
については、申し上げるまでもなく、政
府においても十分な考慮が払われてお
ると思えますけれども、日常生活並び
に老後の生活についてはほとんど保障
らしい保障が考えられないようであり
ますが、それらの点について具体的に
早急に決定をされるように希望をい
しておく次第であります。

○委員(阿具根登君) 御質疑ござ
いませぬか。(質疑なし)と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですからこれより
採決いたします。
片岡君提出の付帯決議案を本委員会
の決議とすることに賛成の方は挙手を
願います。

○委員(阿具根登君) 全会一致と認
めます。よって片岡君提出の付帯決議
案は、全会一致をもって本委員会の決
議とすることに決定いたしました。

○委員(阿具根登君) 御異議ないと
認めます。

○委員(阿具根登君) 御異議ないと
認めます。

○委員(阿具根登君) 速記起して。
この際申し上げます。水道法案につ
いては、きのうの委員会決定に基きま
して、今国会開会中審査を終了する
ことを困難と認め、閉会中継続審査す
ることとし、議院の承認を得たのであ
りますが、会期が一日間延長となりま
したので、会期内において審査を進め
ることにいたします。

○藤田藤太郎君 この法案について、
第二條からお尋ねしたいと思
うので。

この第二條には「水源及び水道施設
並びにこれらの周辺の清潔保持に心掛
けなければならぬ」ということが書
いてあります。この水源及び水道施設
その他については、いろいろこの法
案の中を見ても書いてありませ
んけれども、水源といふのは、水源に水
がどういふ形で入ってくるか。固定し
た水源地に水がどういふ工合に、水源
地と申しましょるか、さういふところ
へ入ってくるか、たとえば汚染の
問題、その他のそのような問題につ
いてどういふことをおやりになるのか。
防止ですね。汚染防止についてどう
いふことをおやりになるのか。それをま
ずお聞きしたいと思ひます。

○委員(阿具根登君) 松浦大臣から
発言を求められておりますので、これ
を許します。

○委員(阿具根登君) 松浦大臣から
発言を求められておりますので、これ
を許します。

○委員(阿具根登君) 速記をとめ
て。

○委員(阿具根登君) 速記をとめ
て。

○委員(阿具根登君) 速記をとめ
て。

○委員(阿具根登君) 速記起して。
この際申し上げます。水道法案につ
いては、きのうの委員会決定に基きま
して、今国会開会中審査を終了する
ことを困難と認め、閉会中継続審査す
ることとし、議院の承認を得たのであ
りますが、会期が一日間延長となりま
したので、会期内において審査を進め
ることにいたします。

○藤田藤太郎君 この法案について、
第二條からお尋ねしたいと思
うので。

この第二條には「水源及び水道施設
並びにこれらの周辺の清潔保持に心掛
けなければならぬ」ということが書
いてあります。この水源及び水道施設
その他については、いろいろこの法
案の中を見ても書いてありませ
んけれども、水源といふのは、水源に水
がどういふ形で入ってくるか。固定し
た水源地に水がどういふ工合に、水源
地と申しましょるか、さういふところ
へ入ってくるか、たとえば汚染の
問題、その他のそのような問題につ
いてどういふことをおやりになるのか。
防止ですね。汚染防止についてどう
いふことをおやりになるのか。それをま
ずお聞きしたいと思ひます。

○委員(阿具根登君) 松浦大臣から
発言を求められておりますので、これ
を許します。

○委員(阿具根登君) 松浦大臣から
発言を求められておりますので、これ
を許します。

○委員(阿具根登君) 速記をとめ
て。

○委員(阿具根登君) 速記をとめ
て。

○委員(阿具根登君) 速記をとめ
て。

それはその水源地、々々々によつて違ひもありませんが、要するに、水道水というものの汚染防止を考へて参りたい。十分その予防をいたしたい、こういうような考へをもちまして、水道施設というものは健康を守るために欠くべからざるものでございまして、清潔保持をしなければならぬということを表わしたわけでございます。ことに今日のように放射能の汚染というやうな問題もございまして、さらに、近時鉱業の開発、工場の設置等によつて非常に汚染されるというやうな関係が多いものでございまして、政府といはしましては、関係各省ともいろいろと目下協議をいたしております。この

放射能の防止と申しまして、河川の汚染というものにつきまして、河川だけに限らず、農業その他一般の国民の生活環境の汚染をも防止したいという意味で、放射能の防止法というやうなまとまつた一つの基本的な法律を作りたい。こういうやうな意図をもちまして、それぞれ目下検討を加えておる。こういうやうな状態にございまして、

○藤田藤太郎君 今のやうな問題は、二条、三条、四条にすつと書かれておられます。そこでいま少し原子性物質の問題に触れたのであります。將來その問題を考へて、たとえは私の聞くところによりますと、今の原子性物質を病院その他医学研究用に使つておられる。それは私は確かなことはよくわかりませんが、たとえば川の上流の所に都会があつて、そして病院、学術的に学校その他で使われ、そのものがそのまま小さいとぶから川になり、大川になつて、下でその水が水源にとつておるといふ場合があると

思ふのです。そういうものについて、私の聞くところによりますと、そういう防止的な処置というものが講ぜられていない。今日雨が降れば何万カウント、何十万カウントというこの問題が放射能の灰によつて社会的にも起きて、たとえば水爆のビキニの問題が起きた。こういうやうな工合になつて、濃度の問題はどの程度に人体にどのやうな障害を与えるかどうかということに専門的に御研究なさつておると私は思ふのです。だからその今の状態を一つお聞かせ願ひたい。これは將來という問題じゃないと思ふ。今日今直ちに私はその問題が重要な問題として起きておる問題だと思ふ。これをお聞かせ願ひたい。

〔委員長退席、理事山本経勝君着席〕

○国務大臣(神田博君) ただいま藤田委員の御指摘になりました放射能による汚染の問題は、これは水道用水のみに限らず、われわれ生活環境のすべてに含まれた問題でありまして、政府といたしましては、各機関を動員いたしまして、目下この防止をどういふふうにするかというやうな検討を加えておられます。これはしかし、科学的の面が多いのでございまして、一つ政府委員から詳しく説明させることにいたしたいと思ひます。

○政府委員(楠本正蔵君) お答えを申し上げます。ただいま大臣からも申し上げましたように、今後放射性物質等によります水の汚染は、新しい一つの事象としてきわめて重要な問題だと存じております。放射能の汚染対策につきましては、総合的には科学技術庁が総合的な窓口としてその所管をいた

すことになりませんが、特に生活環境の汚染防止あるいはその対策につきましましては、政府部内において話し合ひをいたしまして、すみやかに厚生省におきまして総合的な対策を立て、つまり空気の汚染あるいは水の汚染、かようなものをどの程度にするか、あるいはその基準をどうするかというやうな点をすみやかに確立いたしまして、それぞれの末端を通じてその徹底をはかるということに決定をいたしておる次第でございます。従つて、私どもとしては、現在最も問題になりますのは、どの程度まで放射能というものが許容されるかということに主力をおいてその基準を検討をいたしております。一方、この日本の現状がどの程度まで果して汚染されておるか、特に空気汚染、それに伴います雨並びにそれに従ひまする飲用水、あるいは農作物等にいかなる影響を与えておるかという

ことを根本的に調査することといたしておる次第でございます。これらの調査並びに基準の決定と相まらまして、すみやかにこれらの基本的な対策を講ずる所存でおる次第でございます。

○藤田藤太郎君 そこで、今の上流の病院で使つておる放射性物質の処理という問題は、それはこれから研究するといふやうな簡単な問題じゃないと思ふのです。川下の水を飲用水などに使うといふのに、上流の病院や学校その他で放射性物質が使われていて、それが蒸発とか何とかがり処置が講じられて、そのままでおるといふ状態について、私は総合的な問題は今御答弁を聞いてわかるのですけれども、今直ちにやらなければならぬ問題があるのではないかと私は思ふのです。これが

第一点。それから今研究するといふのはいつか、いつまでその見通しがつくのか、結論をいつごろまでに出すのか、この二点をお伺ひしておきたい。

○国務大臣(神田博君) 今藤田委員の御指摘になりました問題は非常に重大な問題でございます。厚生省といたしましては、大体そういうやうな医学的な操作方法を研究しておるといふやうな病院あるいは学校等は大体マージするお申しでしょうか、わかっておりますので、個々の問題としては、十分連絡をとつて除外の措置を講ずるやうなことをいたしております。そこで、これはまあまだ初期のことでございます。それから、特定の学校とか、病院のみに限られておるわけでございますが、これが急激にすべつておりました医学部あるいは農学部等を持つておる大学において研究の対象になる、あるいはもう相当の病院はみんなこれを一つ扱つておるやうなことになるかと、これはなかなか非常に今御指摘の通り、不安な問題が出て参ると思つております。そこで、厚生省といたしまして

も、この取扱ひにつきましましては、最善の措置を講じたいという考へを持ちまして、各関係局あるいは研究所等を動員いたしまして、目下検討を加えながらその準備、対応するやうな態勢を整えておりますので、そう速くかかるといふことは、こういうふうには考へておるのです。なお、一そ

それからお、総合的な措置方法の問題につきましましては、これも今申し上げたやうな事情でございまして、最近一回イギリスにおきまして大きなああいった実験がとられておるやうにございまして、あるいは米ソ関係におきましても、なお一そうそういう空気があるやうに聞いておられますので、この点につきましても一つ関係当局、特に科学技術庁と十分に連絡をとつて、総合的に立案をいたしまして十分の措置を講じて参りたい、こういうふうな考へております。

なおもう一つ、水道水の汚染の問題につきましましては、近時工場が盛んになつて参りまして、工場の廃水によつて水道水が汚染が大きな問題になつておりました。これにつきましても、放射能の防止と申しまして、至急一つ立法措置を講じて、除外の措置のできるやうな法規をすみやかに御審議願ひたいと思つて進めております。

○藤田藤太郎君 重ねて私はこの問題について申し上げておきたいと思ふのですが、総合的な研究を法律化して処置するといふ問題は近いうちとおっしゃいますから一応了承いたします。しかし、宇治に原子炉を置くこと、ということ、要するに淀川の水を大阪、尼ヶ崎神戸が水源地に持つておる、そういう関係から宇治に原子炉を置く、その問題が進展して、天災地変が起きたときに、その原子物質が水にまじつて流れたときに、生命の關係といふこと、これは厚生省や大臣はよく御存じのことだと思ふ。ところが、今お聞きすると、

やはり数は少くとも病院、大学その他で研究用に使っているものが多いので十分な処理というものがまだできていないということにお聞きするわけです。これは現実には、たとえば大阪の例をとれば、京都府にそういう所があるのかどうかという問題に発展するわけでございます。だから、この問題は至急に処置を講じていただきたいということをお私に重ねてここで強く要望しておきたいと思っております。

それから次の問題は、簡易水道には国家が十億の補助金を出している。四分の一の補助金を出して府県の負担は、市町村またはグループによつて起債、その他で、簡易水道というものが今行われているということなんです。今の対象人員が五千人になってくるが、五千人では町村合併その他から見て、私は少し無理があるのじゃないか。今日の町村合併後の町村というものは、大体一万以上二万くらいこのころをめぐってなっていると思っています。そうすると、この簡易水道をやるのに五千人以下ということでは、なかなか適用という問題がむずかしくなってくるのじゃないか、私はそういうことを考えますときに、第一点としては、私はやっぱり簡易水道を作る補助金を予算化して、たとえば四分の一を二分の一にするとかという措置も講じていかなければなりませんと同時に、この対象の町村合併の実態の上によつて、簡易水道の増強のために、もっともつと心をいたしてもらいたいと思つて、その点について、今後どう処置をされるか、御見解を承わっておきたい。

○國務大臣(神田博君) ただいま藤田委員の御指摘になりましたことは、私も全く同意でございます。基本的にはそういう考えを持っておりまして、そういうふうな方向で進めて参つたのでございますが、御承知のように、町村合併は進んで参りましたが、やはり部落単位と申しましたら、個々の町村にいたしまして、まとまった一万というふうなものはいないのでございまして、大体数千程度で――五千未満の部落単位が幾つも合併している、こういう状態になっておりますので、将来の問題としては御指摘のようになつて参りたいと思つております。しかし、これをやるならば、今御指摘になつた事情にある一万人を単位とするというふうなものにつきまして、これは特殊の状態にあると申しまして、か、特殊の事情があるというふうに考へまして、これにつきましては特別に補助金が得ると、こういうふうなことに大蔵省とも了解済みでございます。今御指摘のようなものがございまして、五千人というものを一万人でも引き上げて一つやつていく、こういうふうなお考えでございますので、今の段階においては、御指摘の問題については対処できるのではないかと考へております。将来の問題についてはそういう方向で進んで参りたい、かように考へております。なお、四分の一の補助金があるということ、それから非常に簡易水道の要望が強いのでございまして、今年是非常に率からいくと上つたということになっております、十億ということは、しかし、おそらく十億をもつてしても期待通りには参らぬと思つております。そこで、基本法としての水

道法を今年御審議願つて、これを母法として、将来相当一つ大幅な補助費を増額していただいて、十分な一つ普及をはかりたい、こういう所存でございます。

○藤田藤太郎君 もう一つ第三条の關係なんです。給水人口が百人以下である水道によるものを除く」と書いてあるのです。これはどういふ工合に法律を適用される、どういふ監督をおやりになるわけですか。このところを一つ聞いておきたい。

○政府委員(楠本正康君) お答え申し上げます。なるほど御指摘の通りに、この法律の対象となりますものは百人以上になるわけでございます。従いまして、百人以下の水道につきましても、一応この水道法の規制を受けないこととなるわけでございます。と申しますのは、現在これらきわめて小規模の水道におきましては、それぞれ地方において小規模水道の取締条例を作つておられるところ等もございまして、これらを一々調べてみますと、大体百人以上が条例の対象となつております。従つて、あまり小さいものをとりまうことは、そこに無理にこの水道法を適用いたしますことは、かえつてその実情に沿わないんじゃないか、ことに最近では井戸を相当何軒かで使うというふうな事例も出ておられますから、かようなものを、しからば水道法の対象になるかというふうな懸念もございまして、一応百人以上としたわけでございます。しかしながら、井戸をも含めまして飲料水全般の問題といたしまして、百人以下のようなきわめて小規模の水道につきましては、今後この法律の趣旨にのっとりまして、十分

行政指導をもつて間違ひのなきを期していきたい、指導啓発をしていきたい、かような計画でおる次第でございます。

○藤田藤太郎君 それじゃ百人以下の行政指導というのですが、私はよくわからないのですが、行政指導を直接やる出先というのとはどこですか。

○政府委員(楠本正康君) 保健所が直接これを担当することとしたしております。しかしながら、保健所だけでは、なかなか数も多いことございまして、ことに飲料水の問題は数も多いことございまして、保健所はもちろんでございますので、保健所はもろの足らぬところ、末端に徹底いたしましたところは、衛生主任というものが各町村におりますので、これらに保健所で講習会その他を十分いたしましたし、さらに末端はこれらの町村の衛生主任者をして十分衛生上の見地から、これらの井戸をも含めたいきわめて小規模水道の指導をいたしておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 次に、都道府県に委任する事項が、権限委任の問題が四十六条にあるわけですが、たとえば五大市という場合にはどういふことになりませんか。

○國務大臣(神田博君) 五大都市には、できるだけこの権限の委譲をしたと、こつていふふうに考へております。

○藤田藤太郎君 委任をしたいと思います、この条文ではないのですから、聞くところによると、地方自治法施行令の百七十四条の四十二ですか、これによつて厚生省が自治庁に手続をすることによりなつておると私はこつて見たいところ考へるのですが、そういう手続をおとりにするわけですか。

○國務大臣(神田博君) お尋ねでございますが、ただいまの水道条例と委譲との関係において、委任をいたしておりますので、本法におきましても、施行された場合には委任に参る、こつていふふうに考へております。

○藤田藤太郎君 刑事局長がお見えになつておると思つておりましたが、おいでになつておられますか。

○理事(山本経勝君) おいでになつております。

○藤田藤太郎君 この罰則の問題なんぞでございますけれども、五十一条から五十六条まで罰則がございまして、そこです第一に五十一条なんぞでございますが、「水道施設を損壊し、その他水道施設の機能を障害を与えて水の供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」「二目だりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。」「で、どちらかその行為の重いものにするという工合に、水のことでございますから、監督取締りということ、まことに貴重でございますし、やうけれども、このよつていふ形で供給を妨害したということになつて、刑法の關係からいいますと、浄水した給水ということに限られていふと思つておりますが、水道となつると、水源池から、池からそこに入る水の状態、施設、あらゆる問題に關係すると思つておられます。そうなりますと、この供給を妨害したとか、機能に障害を与えたという簡単なことで、非常に広範な格好で刑罰規定があるわけなんです。私は第一に、この刑罰は重過ぎ

とこつて考へるのですが、そういう手続をおとりにするわけですか。

○國務大臣(神田博君) お尋ねでございますが、ただいまの水道条例と委譲との関係において、委任をいたしておりますので、本法におきましても、施行された場合には委任に参る、こつていふふうに考へております。

○藤田藤太郎君 刑事局長がお見えになつておると思つておりましたが、おいでになつておられますか。

○理事(山本経勝君) おいでになつております。

○藤田藤太郎君 この罰則の問題なんぞでございますけれども、五十一条から五十六条まで罰則がございまして、そこです第一に五十一条なんぞでございますが、「水道施設を損壊し、その他水道施設の機能を障害を与えて水の供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」「二目だりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。」「で、どちらかその行為の重いものにするという工合に、水のことでございますから、監督取締りということ、まことに貴重でございますし、やうけれども、このよつていふ形で供給を妨害したということになつて、刑法の關係からいいますと、浄水した給水ということに限られていふと思つておりますが、水道となつると、水源池から、池からそこに入る水の状態、施設、あらゆる問題に關係すると思つておられます。そうなりますと、この供給を妨害したとか、機能に障害を与えたという簡単なことで、非常に広範な格好で刑罰規定があるわけなんです。私は第一に、この刑罰は重過ぎ

やせぬかと思われけす。もう一つは、こゝろが妨害したという格好で非常な広い意味のことになっております。これは非常にそこに働いている者からすれば、五十六条の関係を見ましても不安な問題があると思つて、だから私は故意にこの供給を妨害したとか、破壊を目的としてやった場合に、こゝろが、この法が適用されるのだ、そういう形にでもならないと、どうもこのところあたりが、あまりにもはやつとした中で非常に重い刑罰がかけられているというところに、なかなか理解がしにくいのですが、そういう点について御意見を聞かせ願いたい。

○政府委員(井本重吉君) 俗にガス、水道といふようなことを申しますが、電気並びにガスにつきましては、御承知の通り、公益事業法の第八十五条、それからガス事業法の第五十三条に供給に障害を与えるようなことに対する罰則規定がある、本法の五十一条は、ガス事業法の五十三条と似ていたやうな条文でございます、その差異を申し上げますと、ガス事業法の五十三条の四項が削つてございまして、これはお読みただけはわかることとありますが、念のため申し上げますと、第三項には「ガス事業に従事する者が正当な事由がないのにガス工作物の維持又は運行の業務を取り扱わず、ガスの供給に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする」ということが書いてございまして、これは第一項、第二項が結局積極的に何らかの行為をした者に対する処罰規定でありまして、第三項は不作爲に対する処罰規定でございます。なお、第四項には「第一項

及び第二項の未遂罪は、罰する」と、こゝろの規定がございまして、これは第一項、第二項のような供給を妨害したというよりな者に対する未遂罪の罰則というので、現実には供給妨害がなくても罰せられることがあり得る規定で、この水道法の第五十一条に比較いたしますと、ずつといろいろな点から取締りをしておるわけでございます。

この規定は、ただいま申し上げましたように、第一項と第二項に供給妨害を処分する規定を設けたのでございまして、確かに刑法の規定の百四十七条に比較いたしますと非常に重くなつておられますが、刑法の百四十七条の水道の損壊、壅塞といふよりな、まあこれは非常に高度の規定でありまして、刑法の二百六十一条などの一般毀棄罪などの規定に比較しまして、水道を全然とめてしまふといふよりな非常に高度のもの処罰規定でございます。

なお、この刑法の水道はごく狭い概念でございますので、刑法の程度ではいろいろな複雑になりました現在の状況から言ひまして、われわれの取締り上からもいささしく広くしてもらいたいといふことで、水道施設といふやうなことの条文を設けまして、第三条の七項に水道施設の定義ができております。従つて、刑法の水道よりもこれは確かに水道施設の方が範囲が広がつておりますが、刑法の水道と申しますと、結局浄水を供給する水路の部分といふよりなことになっておりまして、これには貯水池あるいは水道――浄水に導く施設などは、場合によつては含まないといふよりな趣旨の判例もございまして、非常に狭い概念でございますが、今度の水道法の水道施設

といふものは、取水施設とか、貯水施設、あるいは導水施設などの原水の段階に入るものも取締りの対象になるわけでございます。

「理事山本経勝君退席、委員長着席」
かような規定を設けましたことにつきまして、刑法の非常に高度のものをつ省いて規定するわけにもいきませんので、どちらかに比較いたしましたして、重い場合にはその重い方の規定に従うといふ趣旨の第三項の規定がございまして、けれども、これは刑法等の刑罰規定におきましては、かような例文的な規定は往々用いられるやり方でありまして、このごく狭い範囲の刑罰の規定よりなものを五十一条から特に除くといふことではないので、場合によつては、刑法にも触れる、刑法の百四十七条の一年以上十年以下の刑罰にございまして、それから、そういう高い程度の損壊、壅塞したといふよりなごく狭い範囲の水道につきまして行われたといふやうな場合には、刑法の規定を適用するといふよりなことになるかと考へるわけでございます。

なお、罰則が少し重いのではないかと、いふことでございまして、結局これはガス事業法の五十三条と同じ程度の刑罰規定にございまして、刑法の二百六十一条、二百六十一条の、建造物を損壊もしくは器物損壊の規定と比較いたしましたして、大体この程度であれば適當ではないかと私どもは考へておる次第でございます。

作爲の行爲につきましては処分する規定にはなつておりません。従つて、違法なストライキといふよりなもので、積極的に作爲をしたものでない単なるウオーーク・アウトと申しますか、仕事をやめてしまつたといふよりな程度では、これは五十一条の一項、二項には触れないといふ考へ方でございます。

それに関連する点が省いてございまして、現実に水の供給の妨害をやらなければこれは犯罪にならない。未遂の程度では犯罪にならないのでございまして、さうな点から、ストライキの問題はこの建前から対象になつておらないといふよりな御了承になつておつたらどうかと考へる次第でございます。

それから五十二条以下の罰則規定は、行政関係の罰則規定でございますが、それは厚生省の方に御説明願うことにいたしましたして、五十六条は法人の關係の罰則規定にございまして、これはこの未条に規定がございまして、これは人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第五十二条から前条までの違反行爲をしたとき、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する」といふ規定にございまして、結局これは違反行爲があつた者が、この五十二条以下の罰則に触れると同時に、かような者が法人の代表者もしくはその代理人、使用人その他の従業者である場合には、その法人等を罰するといふ趣旨の趣旨でありまして、罰則を犯さなかつた者をも処罰処分するといふ趣旨の規定ではないわけでございます。

さうな罰則規定にございまして、これは何か行爲をなさない者に対する処罰規定のように御了解いただくに、かようなことは考へておるわけでございます。

簡単でございますが、私どものこの罰則に対する考へ方は以上の通りでございます。

○藤田藤太郎君 五十一条の考へ方はわかりましたけれども、五十六条は大體この法文からいつたら、事業全体からいつたら、事業者を主体に罰則規定をこしらへるといふ工合に理解をしたいのですが、従業員といふのが入つておるんです、何でもかんでも関連して罰則が適用されるやうな不安を働いておる人は持つわけなんです。そのところをもう一度お尋ねしたい。

○政府委員(井本重吉君) 結局従業者が違法行爲をやらなければその従業者は罰せられないわけでありまして、ほかの者の責任を従業者に課するといふことはないわけでございます。従つて、合法的に働いていただけば、何ら従業者が処罰の対象になるといふよりなことを考へておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 私はこの際ちよつとお伺いしておきたいのですが、簡易水道の補助率は四分の一の重負担となつておりますが、私聞かされたところによると、非常に申し込みが殺到して、四分の一の補助では要求にこたえられないので、これをさらに小さく配分して、末端へ参りますと、非常に補助率が少く、これを聞かしていただくに、その状況をちよつと聞かしていただきたい。

す。さうな罰則規定にございまして、これは何か行爲をなさない者に対する処罰規定のように御了解いただくに、かようなことは考へておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 五十一条の考へ方はわかりましたけれども、五十六条は大體この法文からいつたら、事業全体からいつたら、事業者を主体に罰則規定をこしらへるといふ工合に理解をしたいのですが、従業員といふのが入つておるんです、何でもかんでも関連して罰則が適用されるやうな不安を働いておる人は持つわけなんです。そのところをもう一度お尋ねしたい。

○政府委員(井本重吉君) 結局従業者が違法行爲をやらなければその従業者は罰せられないわけでありまして、ほかの者の責任を従業者に課するといふことはないわけでございます。従つて、合法的に働いていただけば、何ら従業者が処罰の対象になるといふよりなことを考へておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 私はこの際ちよつとお伺いしておきたいのですが、簡易水道の補助率は四分の一の重負担となつておりますが、私聞かされたところによると、非常に申し込みが殺到して、四分の一の補助では要求にこたえられないので、これをさらに小さく配分して、末端へ参りますと、非常に補助率が少く、これを聞かしていただくに、その状況をちよつと聞かしていただきたい。

○政府委員(楠本正廣君) お答えを申し上げます。ただいま御指摘の点まことにございませぬ。以前はきわめて予算も少額でございまして、しかもきわめて多数の要望がございましたために、勢い査定を嚴重にいたしました。一定の基準査定を嚴重にいたしました。個別査定をふやしたというふうな例もございました。しかし、最近はおかけをもちまして、国庫補助金も逐次増額されておりますので、かような無理なことはせずに、逐次規定通りの四分の一補助を一定の基準に従って支出するという方向に進んで参っております。なお、地方がなぜ負担が困るかという点は、起債の問題が裏づけがないという点が一つの原因でございませぬ。そこで本年からは特に七〇%以上、少くとも七〇%だけは起債を確保するということで、すでに財源も得ております。ただいま御指摘の点は今後逐次改善いたしまして、どんなところでも簡易水道が要望があれば引ける事態にいたしたい、かように考えておる次第であります。

○藤原道子君 この参考資料を見ますと、非常に伝染病等が減っております。医療費の負担が激減しているのです。こういう点から参りまして、国家がほんとうに環境衛生、国民の保健ということを考えるならばもう少し努力して、逐次予算が増額していると言われれば、わずか五千万円くらいだけ今度ふえているわけですか。こんなことでは、この重大な水道問題の解決にならぬと思っております。ここに出てくる参考資料を見ても、都部へ行く水道はわずかに一五%だ。イギリスは水道の普及率が九五%、日本は三八%、けれども、これは都市の高い比率を含めての全国平均でございませぬ。これがいかに参りますと、わずかに水道が一五%、そしてたまり水だとか、流水を飲んでおるものが二四%、井戸水は六一%になつておられますね、お宅で出したこの参考資料は、ことに飲料水に適當な水質のものは三七%であります。あとの六三%は不適当な水を飲んでおるといふ資料がここに出ておるのであります。というところになると、これはゆゆしき問題だと思つて、今後予算がどのくらい取れる見込みなのか、いつになつたらこれらが普及、完全を期することができるか、このお見通しについて、これは保健衛生の見地から特別にお伺いしたい。

○国務大臣(神田博君) お手元に差し上げておる資料によりまして、いかにわが国の水道施設の手おくれと申しましうか、非常に急に完備しなければならぬという事情は御指摘の通りでございませぬ。厚生省といたしまして、本年は特に財政当局と協議をいたしました、この基本法を一つ今年作りまして、そしてこれによって大幅な増額をして参りたいということ、これは長年の懸案を解決いたしました。こゝろした御審議を願つておるわけでございます。今年の予算も従いまして、相当大幅に増額をしていただいておりますが、来年度以降におきましては、この水道法の施行に伴いまして相当大幅な増額をするという約束になつておられますので、急いで一つ今御指摘のようになことを取り除いて参りたい、こゝろいふに考へておられます。

○藤原道子君 とかく厚生省は法律を作るときには熱心なんです。でも法律ができるのと安心してしまつて非常に手ぬかりがある。保健所を作るときには大した意気込みだつた。私たちが雙手を上げて賛成してあの法律を作つたのです。ところが、できてみれば保健所に医者がいなくなつたり、保健婦さんは三分の一ぐらいいなくなつたり、保健所がある。予算が削られましてというふうなことで、食品衛生の監視員ですか、こゝろいふものも数も足りないままになつておる。こゝろいふことは法律を審議しても私たちが熱意がなくなつてしまつたのです。従いまして、今回はとにかく長年の希望でありまして水道法がよりやく成立するのでございませぬ。せひ今後ほんとうに熱意をもつてこの普及のために御努力願ひなればならぬと思つておるのです。

○政府委員(楠本正廣君) 個々の事例につきましましては、いまだ格別のデータを持つておりませんが、しかし、お手元に差し上げておられます資料でもごらんいただければよろしく、伝染病が約二割になつておる。あるいは医療費が六〇%程度に減少するとか、あるいは水運びに今までどれくらいかの時間をかけておつたか、それがどの程度節約されて、その節約された時間がどういふ方向に利用されたか、こゝろいふようなことは、資料に書いてございませぬ。御指摘の通り、非常な効果を上げておられます。なお、火災の防止、火災も約五分の程度にその被害が減るといふような例も調査の結果出ておる次第でございませぬ。

○藤原道子君 いや、異常産、つまり流産とか早産のようなのが相当防止されたのじゃないかと思つておるのですが、そゝろいふデータがあるかどうかということは何つておるのです。

○政府委員(楠本正廣君) これは個々の例につきましましては、さよふなことも私どももきわめて小さな村の範囲等では何つておられます。そこで、私どもはさらにこの医療費減少の内容を分析する意味で、目下調査を全国的に急いでいる次第でございませぬ。

○藤原道子君 私はこの資料でも明らかになつた、あるいは火災の防止が非常にできておる、それから医療費が減つた、こゝろいふ点からいって、浮いた努力を仕事に振り向け、教養に振り向けておる、こゝろいふ点からいって、この水道ができたことによつてプラスされた面は非常に多いと思つておるのです、国民の経済の上から見ましても、従いまして、いつも厚生省は、何か交渉するときに、厚生省というところは消費面を担当しているのだからというふうなことで大蔵省にやつつけられて、十分予算を取り得ないのです。けれども、国民の健康を守るのことによつて生み出すプラスの面をもつと強調されて、せひ水道法案が審議されておるこの際に、大臣におかれましては、ほんとうに全力を払つて保健衛生のため特に御努力を願ひたいということを私は希望いたします、質問を終わりたいと思つておる次第でございませぬ。

○田村文吉君 大臣に伺いますが、今度厚生省が水道を全部管理なさるようになつておるが、相当に衛生の方面のことは技術者がおそいでございませぬが、實際水道の工事の監督、設計といふものは非常にむずかしい問題なのであります、その御用意はよろしいのですか。

○国務大臣(神田博君) 十分お尋ねの点につきましては方途を講じておりますので、その御期待に沿へると、こゝろいふ心遣でございませぬ。

○田村文吉君 さく厚生省に移管した場合にまごつと困るのです、こゝろいふ点について十分に手回しなさらぬと非常に迷惑する。その点を一つ特に御注意を喚起しておきたいと思つておる次第でございませぬ。

それから水道の供給事業というのがありますね、これはどのくらい数があるのですか。これは政府委員でございませぬか。それからどんなふうな仕組みでそれをやつておるものなのであるか、ちよつと聞かしていただきたいと思つておる次第でございませぬ。

○政府委員(楠本正康君) 現在、水道事業を行なつておる市町村は、簡易水道を含めまして約四千万カ所に及んでおります事業が……

○田村文吉君 いやそうじゃない。供給事業というのがございまして、下水道、水道用水供給事業というのがございまして、そのことですよ。

○政府委員(楠本正康君) まことに失礼を申し上げます。現在水道用水供給事業を行なつておられますところが全国四カ所でございます。大阪府営あるいは神奈川県営等が用水供給事業者としてその水を周辺に配つておるわけでありまして。

○田村文吉君 そうすると、地方公共団体に限り、今度もその方針でいられますか、そうでなくても、そういうものを許す場合があるとお考えになつておるのですか。

○政府委員(楠本正康君) この法律全体の思想といたしましては、公営企業を優先することにいたしております。しかし、どうしてもいろいろな事情で私営の方がさらに能率的であるとか、そういう事情がある場合にはこれは考慮をいたしたいと、かように考えております。

○田村文吉君 もう一つ何つておきたいのですが、東京都あたりでもときどき海水で水がなくなつてきたり、あるいは減水というやうな問題が起るので、この法律を拝見すると、十分に濁水時において供給の間に合うやうな設備をせよとならぬ。それは政令でおきめになると、こういふふうになつておるようですが、こういうことは一つ、何です、実際ににおきめになる場合には何日分とか、どのくらいの量を保

保有しなければならぬとかいふやうなことは明瞭にお書きになるだろうと思ふのですが、そういう点を一つ明らかに……

○政府委員(楠本正康君) まことにごもつとも御指摘でございますが、水道にはいろいろな施設の形態がございまして、貯水量がきわめて少くても供給量がきわめて多く、確実であり、円滑に参る場合もございまして。一方、貯水量がきわめて多くてもその供給源がきわめて少いというやうな場合で、必ずしも一概に参りません。従いまして、この法律におきましては、今後この水の不足というやうなものに對しましては、合理化の勧告、あるいは他の緊急応援、たとへば東京都の水が困つた場合には神奈川県営からも緊急的な水の応援ができる仕組み等にいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

○田村文吉君 わかりました。○委員(阿具根登君) 他に御発言もございませぬやうですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

○委員(阿具根登君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見が御ありの方は、討論中にお述べを願います。別に御発言もないやうですから、討論は終結したものと認めることに御異議ございませぬか。

○委員(阿具根登君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見が御ありの方は、討論中にお述べを願います。別に御発言もないやうですから、討論は終結したものと認めることに御異議ございませぬか。

○委員(阿具根登君) 御異議ないと認めます。それでは、これより水道法案について採決をいたします。本案を原案の通り可決することに賛成の方は、挙手を願います。

○委員(阿具根登君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致でもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(阿具根登君) 御異議ないと認めます。それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名
山下 義信 片岡 文重
藤田藤太郎 藤原 道子
早川 慎一 田村 文吉
高野 一夫 勝俣 稔
西岡 ハル 紅藤 みつ
斎藤 昇 武藤 常介

○委員(阿具根登君) 速記をとめて。○委員(阿具根登君) 速記を起して。本日はこれにて散会いたします。午後八時四十六分散会

一、地区衛生組織の育成に関する法律(案)
地区衛生組織の育成に関する法律

地区衛生組織の育成に関する法律(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、快適な生活環境をつくるため、はな、ねずみ等を駆除し、その他地方における公衆衛生の向上と増進に資するため、の事業を行う地区衛生組織の育成に關し必要な事項を規定するものとする。

(定義)
第二条 この法律で「地区衛生組織」とは、市町村(特別区を含む)の住民の全部又は一部が共同して前条の事業を行うために自主的に組織する団体をいう。

(国及び地方公共団体の責務)
第三条 国及び地方公共団体は、住民の自主性を阻害しないやうな配慮の下に、地区衛生組織の普及と健全な発達を図るやうに努めなければならない。

(規約及び解散の届出等)
第四条 地区衛生組織を組織したときは、その代表者は、厚生省令の定めるところにより、規約を市町村長(特別区に存する区域にあつては、都知事。以下同じ)に届け出なければならぬ。規約を変更したときも同様とする。

2 地区衛生組織が解散したときは、その代表者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(地区衛生組織の連合会)
第五条 二以上の地区衛生組織は、連合会を組織して、会員の指導及び連絡に資することができる。

(事業活動の指導)
第六条 市町村長は、当該吏員に地区衛生組織の行う事業活動を指導させることができる。

(市町村の補助)
第七条 市町村(特別区に存する区域にあつては、都、以下同じ)は、地区衛生組織に對し、蚊、はな、ねずみ等の駆除用の薬品若しくは器具を配布し、又はその事業に要する費用の一部を補助することができる。

(国の補助)
第八条 国は、市町村に對し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、前条の配布又は補助に要する費用の一部を補助することができる。

(厚生省令への委任)
第九条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。